

## 「子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて

### 1 趣 旨

平成26年度に県内市町が策定した「子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年度の5ヶ年計画）については、中間年を目安として見直しを行うこととされており、平成29年度が中間年に当たることから、以下のとおり見直しを行うこととする。

- (※) 市町計画：市町の子ども・子育て会議での審議を経て策定  
県計画：市町計画の積み上げ（県子ども・子育て会議での審議を経て策定）

### 2 内閣府事務連絡（H29.1.27）要旨等

#### (1) 「作業の手引き」

中間年の見直しを行うための参考となる考え方を提示したもの

※ 実際にどのような方法で見直しを行うかは、手引きで示された算出方法の「全体の活用」又は「一部の活用」等を含め、子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において判断

#### (2) 見直しについて

本県としては、市町に対し、原則として見直しを行うよう働きかけていく。

#### (3) 見直し（乖離の要因分析及びそれを踏まえた補正）の方法

次のア及びイに基づき、平成30年度及び平成31年度ごとに、補正後の「量の見込み」を算出

$$\text{「量の見込み」} = \text{「推計児童数」} \times \text{「支給認定割合」}$$

#### ア 推計児童数

H27.4.1及びH28.4.1の計画時の推計値と実績値を比較し、乖離が生じている場合は、社会増減（転入数－転出数）によるものか、自然増減（出生数－死亡数）によるものかを分析

#### イ 支給認定割合

##### (ア) 1号認定子ども

女性の就業増加により、従前幼稚園を利用していた層が保育所等の利用を希望する可能性があることに留意の上、地域の実情を踏まえ補正を行う。

##### (イ) 2号認定子ども

保育認定事由ごとの増減を分析し、乖離が生じた要因となっている保育認定事

由（就労・求職活動、育児休業等）を把握の上、補正を行う。

(ウ) 3号認定子ども

0歳と1・2歳ごとに、保育認定事由ごとの増減を分析し、乖離が生じた要因となっている保育認定事由を把握の上、補正を行う。

(4) その他（地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し）

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直し

事業名	見直しの視点等
放課後児童クラブ	利用の申込や登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、地域の実態に応じ、保育所の新設や大規模マンションの新設等、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向の分析を踏まえ見直し
延長保育事業・病児保育事業	保育所等の整備量の拡大に応じ見直し
一時預かり事業	一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される利用する家庭タイプの割合、専業主婦（主夫）家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じ見直し
その他の事業 （地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業 等）	事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要に応じて見直し

### 3 見直しのスケジュール（案）

時 期	県	市 町 〔 前記2(2)により 見直しが必要な市町 〕
平成29年2月 ～8月	—	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」の見直し作業
平成29年9月 ～10月	見直し後計画の内容確認	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">➔</div>           (必要に応じ) 見直し後計画の数値等の修正         </div>
平成29年11月 ～平成30年3月	<b>【平成29年11～3月】</b> 見直し後計画（市町）の積み上げ、県計画の改定作業  <b>【平成29年11月】</b> 中間とりまとめ状況について の子ども・子育て会議への報告  <b>【平成30年3月】</b> 県計画（見直し後）の子ども・子育て会議への付議	見直し後計画の子ども・子育て会議への付議
平成30年4月～	県計画（改定後）施行	市町計画（改定後）施行